

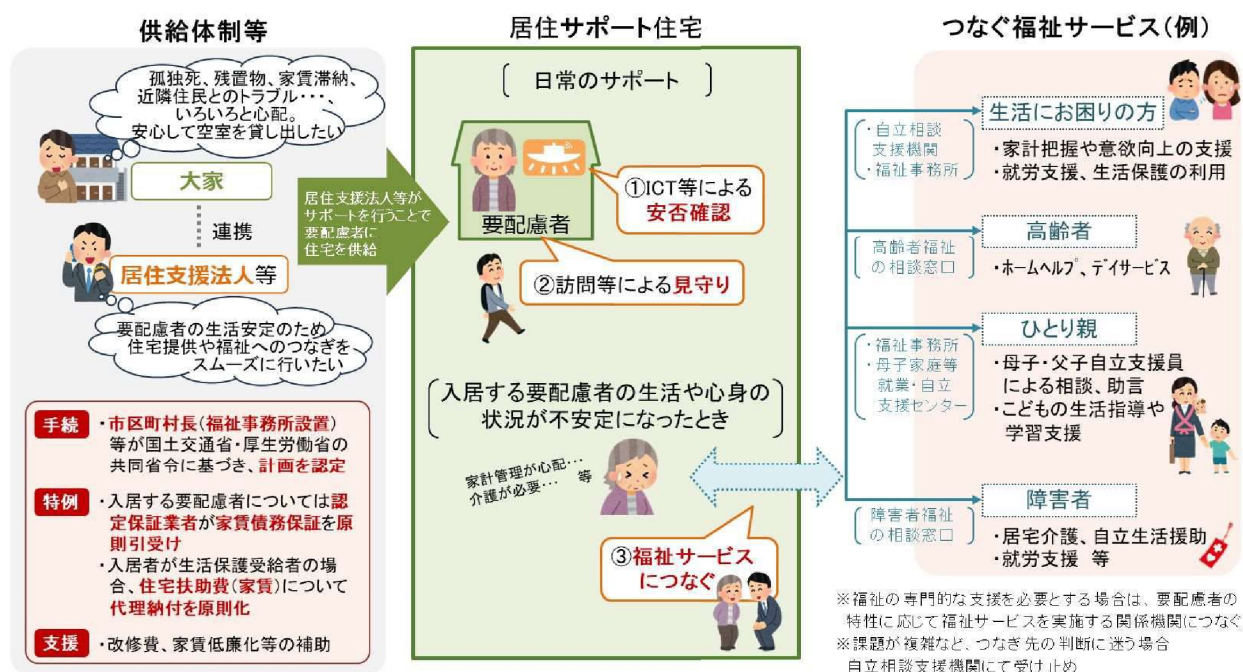
令和7年10月16日
都市整備部住宅課

居住サポート住宅認定制度について

1 経緯

住宅セーフティネット法において、事業者等が入居中のサポート等を行う「居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）」の認定制度が創設された。本制度は、事業者等が策定する「居住安定援助計画」を区市町村長等が認定するものであり、本年10月から運用を開始した。

2 制度概要 ※国の資料より抜粋



3 認定等について

(1) 区による認定事務

- ①認定対象 居住サポート住宅を整備する事業者等
- ②認定方法 事業者が作成する居住安定援助計画を区が審査
- ③認定基準 事業者及び事業計画、居住サポート、住宅(国の認定基準による)
※安否確認、見守り、福祉へのつながりを行う専用住宅を整備
- ④入居対象 住宅確保要配慮者(高齢者、障害者等)※事業者等が入居募集

(2) 国による支援

- ①事業者に対する直接補助(改修費、住宅金融支援機構による融資等)
- ②区市町村等を通じた間接補助(改修費、家賃・家賃債務保証料等低廉化等)